

# 予選に関する規則

公益社団法人 全日本高等学校ギター・マンドリン音楽振興会

実施要綱第3条の参加資格をより明確にするために予選及び録音審査について定める。

## 1 地方大会について

- (1) 振興会が認める地方大会とは次の大会をいう。
  - ①東海選抜高等学校ギター・マンドリンフェスティバル
  - ②長野県高等学校ギター・マンドリンフェスティバル
  - ③京阪支部演奏会
  - ④兵庫県高等学校ギター・マンドリンフェスティバル
  - ⑤広島県中学校・高等学校ギター・マンドリンフェスティバル
  - ⑥群馬県高等学校ギター・マンドリンコンクール
- (2) 大会名称に「(兼) 全国高等学校ギター・マンドリン音楽コンクール予選」と明記するよう依頼する。
- (3) 振興会は上記の地方大会に、本コンクールに出演する学校の予選を委託し、推薦を依頼する。
- (4) 各地方大会が推薦する学校の数とは当分の間、従前の例による。
- (5) 群馬県、長野県、兵庫県、広島県および京阪（京都府・大阪府・奈良県・和歌山県）、東海（岐阜県・静岡県・愛知県・三重県）の学校は上記地方大会の予選を受けること。
- (6) 上記の予選を兼ねた地方大会は本コンクールが実施される年の2月までに終わる。
- (7) 予選の演奏者は高校3年生を除く。

## 2 録音審査について

- (1) 上記地方大会に該当しない学校で、本コンクールに出場を希望する学校は振興会の録音審査を受ける。
- (2) 参加費は10,000円とする。
- (3) 演奏する曲は、当該コンクールの前年11月以降に演奏した10分以内の曲1曲とする。
- (4) 録音する際はリミッターを解除して音楽CD形式で録音すること。
- (5) 録音審査の演奏者は高校3年生を除く。
- (6) 審査により、本コンクール出場の可否を参加校に通知する。

附則 この規則は平成24年10月30日より実施する

附則 平成25年10月30日一部改正

附則 平成30年 5月30日一部改正

附則 令和 2年 4月 1日一部改正